

資料編

枚方市「自殺対策に関する意識調査」

アンケート調査ご協力のお願い



枚方市 ひこぼしくん

市民の皆さまには、日頃から市政に関するご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、本市では、国の自殺対策基本法に基づき、自殺対策大綱や地域の実情を勘案して「(仮称)枚方市自殺対策計画」を策定します。本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられることを目的にしています。

今回のアンケート調査は、この取り組みの一環として実施するものであり、ご記入いただいた内容については、計画の策定および評価、今後の自殺対策のための資料とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。

なお、今回のアンケート調査は、本市在住の20歳以上の方の中から、無作為に4,000人を抽出させていただきました。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成30年7月

枚方市長 伏見 隆

～ご記入にあたってのお願い～

- ・ご回答いただいた内容は、統計的に集計分析するために使用し、目的以外に使用することはありません。調査票、返信封筒にお名前は記入しないでください。
- ・あて名のご本人がお答えください。なお、ご本人が病気・長期不在などでご記入できない場合は、そのまま調査票をご返送(投函)ください。
- ・回答は質問ごとに、ご自身のお考えに近い項目の番号に○をつけてください。複数回答の場合もあります。「その他()」を選択された場合は、可能な範囲で具体的にご記入ください。
- ・記入された調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)で平成30年7月17日(火)までにご投函ください。
- ・この調査の集計に関しては、(株)都市設計総合研究所に委託しています。

問い合わせ先：枚方市 健康部 保健所 保健予防課

電話：072-807-7625 (直通)

FAX：072-845-0685

～ アンケート調査票 ～

【問1】 あなたの性別について、該当するものに○をつけてください。

※性別を選択することに違和感や抵抗感がある場合は、その他へ○をつけていただくか、回答いただかなくても結構です。

- | | | |
|------|------|--------|
| 1. 男 | 2. 女 | 3. その他 |
|------|------|--------|

【問2】 あなたの年齢について、該当するものに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20～29歳 | 2. 30～39歳 | 3. 40～49歳 |
| 4. 50～59歳 | 5. 60～69歳 | 6. 70～79歳 |
| 7. 80歳以上 | | |

【問3】 あなたの職業について、該当するものに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 1. 勤めている(管理職・会社団体等の役員含む) | |
| 2. 勤めている(役員・管理職以外) | 3. 自営業(事業経営・個人商店など) |
| 4. 派遣・パート・アルバイト | 5. 専業主婦・主夫 |
| 6. 学生 | |
| 7. 自由業(個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事) | |
| 8. その他() | |
| 9. 無職(求職中) | |
| 10. 無職(仕事をしたいが、現在は求職していない) | |
| 11. 無職(仕事をしたいと思っていない) | |

【問4】 現在、あなたと一緒に住んでいる方(家族など)はいらっしゃいますか。該当するものに○をつけてください。

- | | |
|---------|---------|
| 1. 現在あり | 2. 現在なし |
|---------|---------|

【問5】 我が国の自殺者数は長い間、毎年3万人を超え、平成29年においても約2万1,000人の方が亡くなっています。

あなたは、このことを知っていましたか。該当するものに○をつけてください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

【問6】あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。
次の設問1) から8) について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

設 問	内容まで知っていた	内容は知らないが、言葉は聞いたことがある	知らなかった
1) こころの健康相談統一ダイヤル	1	2	3
2) ひらかた いのちのホットライン	1	2	3
3) ゲートキーパー (自殺のサインに気づき、適切な対応をとる人)	1	2	3
4) こころの体温計 (モバイルによるメンタルヘルスチェック)	1	2	3
5) 自死遺族のつどい	1	2	3
6) 自殺予防週間(毎年9月10日～16日)	1	2	3
7) 自殺対策強化月間(毎年3月)	1	2	3
8) 自殺対策基本法	1	2	3

【問7】自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いませんか。あなたの考えに最も近いものの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

【問8】あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに、ためらいを感じますか。あなたの考えに最も近いものの1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 感じる | 2. どちらかといえば感じる |
| 3. どちらかといえば感じない | 4. 感じない |
| 5. わからない | |

【問9】あなたの周囲の人たちとの関係について、お聞きします。

- 1) あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人は、あなたの周囲にいると思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

- 2) あなたが物や金銭面での支援を必要としているとき、支援してくれる人はあなたの周囲にいると思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

【問10～問15】は、自殺やうつに関してお聞きします。回答にご負担を感じると思われる方は【問10～問15】に回答しないで、7ページの【問16】から回答してください。

【問10】あなたは、自殺についてどのように思いますか。次の設問1) から6) について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

設 問	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
1) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3	4	5
2) 自殺せずに生きていれば良いことがある	1	2	3	4	5
3) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか 気持ちが揺れ動いている	1	2	3	4	5
4) 責任を取って自殺することは仕方がない	1	2	3	4	5
5) 自殺する人は心が弱い	1	2	3	4	5
6) 自殺は、その多くが防ぐことのできる 社会的な問題である	1	2	3	4	5

【問11】あなたは、これまでの人生のなかで、自ら命を絶ちたいと考えたことがありますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. <u>考えたことがある</u> | 2. 考えたことがない ⇒ 【問12】へ |
|--------------------|----------------------|



【問11-1】問11で「1. 考えたことがある」と答えた方に質問します。最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと思ったことがありますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------|----------|
| 1. <u>はい</u> | 2. いいえ | ⇒ 【問12】へ |
|--------------|--------|----------|



【問11-2】問11-1で「1. はい」と答えた方にお聞きします。そのように思ったきっかけは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| 1. 家庭問題 | 2. 健康問題 | 3. 経済・生活問題 |
| 4. 勤務問題 | 5. 男女問題 | 6. 学校問題 |
| 7. その他() | | |

【問11-3】そのように考えたとき、どのようにして対処しましたか。該当するもの全てに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった |
| 2. 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した |
| 3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した |
| 4. できるだけ休養を取るようにした |
| 5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた |
| 6. その他() |
| 7. 何もしなかった |
| 8. 問題が解決した |

【問12】あなたの周りで、自ら命を絶った方や命を絶とうとした方はいらっしゃいましたか。該当するもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| 1. <u>命を絶った方がいた</u> | 2. 自殺未遂の方がいた | 3. どちらもいなかった |
|---------------------|--------------|--------------|



【問12-1】命を絶った方とあなたはどのような関係は何でしたか。該当するもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. 同居の親族(家族) | 2. 別居の親族 | 3. 恋人 |
| 4. 友人 | 5. 職場や仕事関係の知人 | 6. その他() |

【問13】あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 相談に乗らない、もしくは、話題を変える
2. 「死んではいけない」と説得する
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る
4. 「がんばって生きよう」と励ます
5. 「死にたいぐらい辛いんやね」と共感を示す
6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する
7. ひたすら耳を傾けて聞く
8. その他()
9. わからない

問14～問15にご回答いただく前に、以下をお読みください。

以下に挙げた症状を「うつ病のサイン」といいます。
このような症状が2週間以上続く場合、うつ病の可能性あります。

「うつ病のサイン」

○自分で感じる症状

気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、好きなこともやりたくない、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着きがない、飲酒量が増える

○身体に出る症状

眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい

【問14】もし仮に、あなたが家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

1. 勧める
2. 勧めない
3. わからない

【問15】もし仮に、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、あなたは以下の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. かかりつけの医療機関(精神科や心療内科などを除く)
2. 精神科や心療内科などの医療機関
3. 保健所など公的機関の相談窓口
4. いのちの電話など民間機関の相談窓口
5. その他()
6. 何も利用しない



【問15-1】問15で「6. 何も利用しない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. お金がかかることは避けたい
2. 精神的な悩みを話すことに抵抗がある
3. 時間の都合がつかない
4. どれを利用したらよいか分からない
5. 過去に利用して嫌な思いをしたことがある
6. 根本的な問題の解決にはならない
7. うつ病は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ない
8. 治療しなくても、ほとんどのうつ病は自然に治ると思う
9. その他()

【問16】あなたは、児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そうは思わない
5. わからない

【問17】あなたは、児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防につながると思いますか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. 心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること
2. ストレスへの対処方法
3. 周囲の人に助けを求めることは恥ずかしいことではないこと
4. 相手の細かな変化に気づき、思いを受け止めること
5. 悩みに応じて、保健所など公的機関が相談窓口を設けていること
6. 自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること
7. その他()

【問18】自殺対策として、あなたが大切だと思うことはどのようなことですか。該当するものに3つ以内で○をつけてください。

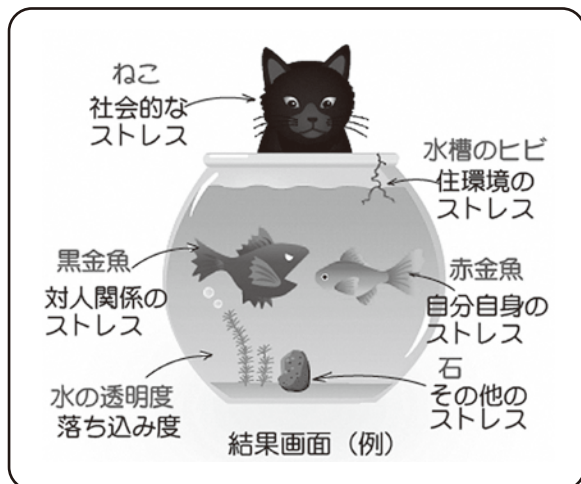
1. 自殺防止に関する市民への啓発運動
2. 債務(借金返済)相談の充実
3. 職場や地域でのこころの相談の充実
4. インターネットを利用したこころの相談
5. 宗教による相談やこころの支え
6. 学校でのいのちの教育
7. 家庭でのいのちの教育
8. 学校や職場で、教師・上司など相談に応じる人への研修
9. もっと精神科を受診しやすくする
10. 自殺電話相談(「いのちの電話」など)
11. かかりつけの医師の目配り
12. 高齢者の孤立を防ぐ対策
13. 自殺未遂者への支援
14. 自殺者の親族などへの支援(自死遺族支援)
15. その他()
16. 特にない(上記1～15との複数選択は不可)

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

～「こころの体温計」～こころの健康をメンタルチェックチェック～

簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度などのこころの状態をチェックできるシステムです。

パソコン・スマホ・携帯電話からアクセスできます。



枚方市 こころの体温計



【ご注意事項】

- 「こころの体温計」は自己診断するものであり、医学的診断をするものではありません。
- 利用料は無料です。ただし通信費は自己負担となります。
- 個人情報は一切取得しません。

自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条線上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条線上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条線下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条線下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条線下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条線下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章線下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条線下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

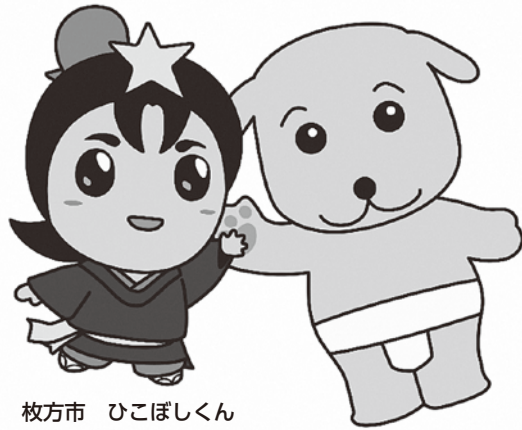
自殺対策基本法平成18年6月21日 法律第85号

枚方市自殺対策計画審議会 委員名簿

委員名	所属	分野	選出区分	備考
のだ てつろう 野田 哲朗	兵庫教育大学大学院 教授	精神保健	学識経験を有する者	会長
こくぼ てつろう 小久保 哲郎	大阪弁護士会	法律	学識経験を有する者	副会長
たしろ かおり 田代 香織	枚方市医師会 理事	医療	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
ただ まさとむ 多田 正知	枚方市病院協会 会長			
いわせ あつひこ 岩瀬 敦彦	枚方市薬剤師会 会長			
いんでん まゆこ 位田 真由子	枚方市小学校長会	教育	教育に関する専門的知識 を有する者	
なかた まさゆき 中田 祐之	枚方市立中学校長会			
みしろ みつえ 三代 光江	枚方市内高等学校等連絡会			
はた かずみ 畑 和美	北大阪商工会議所 総務部長	労働	労働に関する専門的知識 を有する者	
かせやま よしひろ 総山 佳宏	枚方公共職業安定所 次長			
いたどこ みえ 板床 美栄	枚方市民生委員児童委員 協議会 会計	福祉	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
さかい よしまさ 酒井 喜正	枚方市社会福祉協議会 理事			
たけうち ゆきこ 竹内 由紀子	枚方地区人権擁護委員会	人権	人権の擁護に関する専門的 知識を有する者	

「枚方市いのち支える行動計画」（自殺対策計画）策定経過

年月	枚方市自殺対策計画審議会	枚方市健康推進本部	その他
H30 2		◆本部会議（2/2）	
3			
4			
5		◆専門部会（5/29）	
6	◆第1回 枚方市自殺対策計画審議会（6/8） ◎枚方市自殺対策計画（案）の諮問 計画策定について、骨子（案）について、市民アンケート内容の検討		
7			・市民アンケート（7/3～17） 枚方市「自殺対策に関する意識調査」
8	◆第2回 枚方市自殺対策計画審議会（8/27） 関係団体意見聴取会、計画（素案）について、事業の棚卸し結果について	◆専門部会（8/16）	
9			
10		◆専門部会（10/12）	
11	◆第3回 枚方市自殺対策計画審議会（11/2） 市民意識調査結果、計画（素案）について ◆第4回 枚方市自殺対策計画審議会（11/29） 計画の答申（素案）について ◎枚方市自殺対策計画（素案）の答申	◆本部会議（11/19）	
12	パブリックコメント【実施機関：12/14～1/8】		
H31 1		◆専門部会（1/22） ◆本部会議（1/29） 計画案、パブリックコメントの結果について	
2			
3	「枚方市いのち支える行動計画」（自殺対策計画）の策定		



枚方市 ひこぼしくん

© 枚方文化観光協会

枚方市いのち支える行動計画

(自殺対策計画)

平成31年3月

発行：枚方市保健所 保健予防課

枚方市大垣内町2-2-2

電話：072-807-7625(直通)

FAX：072-845-0685

E-mail hoyobou@city.hirakata.osaka.jp